

# 令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和5年1月10日（月）午前10時03分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	11番	工藤 修二
2番	長谷川 貴輝	12番	工藤 文信
3番	大谷 大樹	13番	對馬 孝
4番	木村 優仁	14番	工藤 清
5番	今 仁司		
6番	神 秀穂		
8番	三上 三樹		
10番	木村 暢子		

◎欠席委員 7番 神 文人 9番 佐藤 松子

事務局	1. 開会 ただ今より令和5年第1回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時03分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

議長	<p>項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の長谷川貴輝委員、8番の三上三樹委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和4年12月9日、13日、14日 鱒ヶ沢町議会第4回定例会 場 所：鱒ヶ沢町役場議場 出席者：工藤清会長</p> <p>報告第2号 令和4年12月13日 「農地の転用事実に関する照会」に係る現地調査 場 所：舞戸町字下富田地内 出席者：神秀穂委員、神文人委員、工藤文信委員 事務局（齊藤（正））</p> <p>報告第3号 令和4年12月19日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場2階委員会室 出席者：三上三樹委員、境谷文春推進委員、 事務局（齊藤（正）、齋藤（和））</p> <p>報告第4号 令和4年12月23日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字北禿地内 出席者：木村優仁委員、對馬孝委員、川田春實推進委員、 事務局（齊藤（正））</p> <p>詳細に関しては、次長の方からお願いします。</p> <p>それでは報告案件の2番について詳細を説明します。 令和4年12月2日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。 申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は舞戸町字下富田10番2 登記地目は田 面積は1,690㎡、舞戸町字下富田10番地6 登記面積は田 面積は166㎡となっております。 調査については、12月13日に現地確認をしており、その調査員として、神秀穂委員、神文人委員、工藤文信委員の3名に判断していただいております。 申請地の舞戸町字下富田10番2外1筆については、登記地目は田であるが、数十年前から温泉宿泊施設の先代の経営者が転用許可を受けることなく通路や駐車場、緑地帯としている。</p>

事務局	<p>今回、申請者と当代の経営者との間で所有権移転の合意がなされたことにより、雑種地への変更申請がなされたものであるが、現地調査にあたった現地調査委員3名とも、現況については、「非農地」であると認定をしたものである。</p> <p>法務局には通知があった日から2週間以内に回答することとなっていることから、令和4年12月14日に非農地として回答しております。</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて</p> <p>議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第5号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について</p> <p>以上5議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。</p> <p>農地法第3条第1項に基づき許可された土地について、許可取り消しの承認を求めるものであります。</p> <p>今回の案件は令和4年12月の総会で親から子への贈与ということで議案が審議され、承認を受けたものですが、登記が完了する前に譲渡人が死亡したことから登記を完了することができなくなりましたので許可の取り消しを求めるものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第1号について審議に入ります。</p> <p>議案第1号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p> <p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第1号について原案のとおり</p>

議長	承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて、原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、番号5番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、議長を暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。</p>
議場	(議長退席、議長の変更をする)
議長 (木村職務代理)	<p>暫時の間、議長を勤めさせていただきます。</p> <p>議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号5番について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号番号5番について説明します。</p> <p>番号5番 農地の所在 南金沢町字上高根山 425 番 地 目 登記、現況ともに田 面 積 117 m<sup>2</sup> 外、田が4筆で、その合計面積は11,817 m<sup>2</sup> 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。</p> <p>このことについて、資料9頁をごらんください。 法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。 番号5番については、水稻の作付をしている土地について同様の管理を行う計画となっております。</p> <p>冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。</p> <p>その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長 (木村職務代理)	<p>ただいまの番号5番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の境谷文春委員より、結果報告をお願いします。</p>
境谷推進委員	<p>それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。</p> <p>議案第2号番号5番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。</p> <p>譲渡人所有の南金沢町字上高根山425番、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が117 m<sup>2</sup>、ほか田が4筆で合計面積が11,817 m<sup>2</sup>の移動に関して、令和4年12月19日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。</p>

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。  
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を170万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。  
なお、10アール当たりでは、約14万4千円となります。  
以上です。

議長  
(木村職務代理)

それでは番号5番について審議に入ります。  
番号5番につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長  
(木村職務代理)

異議なしとのことですので、採決致します。  
番号5番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長  
(木村職務代理)

全員賛成ですので議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。  
これで議長代理を終了させていただきます。  
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(着席 議長が交代する)

議長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ただいま承認されたもの以外について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第2号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。

番号1番

農地の所在 中村町字笠前28番地1

地目 登記、現況ともに田

面積 2,120 m<sup>2</sup>

外、田が2筆で、その合計面積は3,598 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号2番

農地の所在 中村町字上山ノ井21番1

地目 登記、現況ともに田

面積 1,991 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号3番

農地の所在 赤石町字中坪115番

事務局

地目 登記、現況ともに田  
面積 2,197 m<sup>2</sup>  
外、田が4筆で、その合計面積は 7,263 m<sup>2</sup>  
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
売買による所有権移転です。

番号4番  
農地の所在 芦菴町字上菖蒲沢54番  
地目 登記、現況ともに畑  
面積 3,317 m<sup>2</sup>  
外、畑が1筆で、その合計面積は 9,357 m<sup>2</sup>  
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
贈与による所有権移転です。

番号6番  
農地の所在 赤石町字世永323番  
地目 登記、現況ともに田  
面積 1,375 m<sup>2</sup>  
外、田が2筆で、その合計面積は 3,227 m<sup>2</sup>  
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  
農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

これらのことについて、資料8頁をごらんください。  
法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。  
番号1番から3番については、水稻を栽培している土地について、同様の管理を行う計画となっております。  
9頁に移りまして、  
番号4番については、野菜を栽培している土地について、同様の管理を行う計画となっております。  
番号6番については、水稻の栽培をしている土地について、同様の管理を行う計画となっております。  
これらの土地については冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。  
その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上です。

議長

ただいまの番号6番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の境谷文春委員より、結果報告をお願いします。

境谷推進委員

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。  
議案第2号6番をご覧ください。  
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。  
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。  
譲渡人所有の赤石町字世永323番、登記簿地目、現況ともに田で、その面積が1,375 m<sup>2</sup>、ほか田が2筆で合計面積が3,227 m<sup>2</sup>の移動に関して、令和4年12月19日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。  
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の三上三樹委員の2名です。

境谷推進委員	<p>本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を60万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。</p> <p>なお、10アール当たりでは、約18万6千円となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第2号について審議に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議場	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議場	<p>全員賛成ですので議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第3号の説明に入ります。10ページをお開き下さい。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要がありますことから上程するものであります。</p> <p>番号順に詳細について説明します。</p> <p>番号1番  農地の所在 舞戸町字北禿15番  地目 登記、現況ともに畑  面積 381㎡  譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。  転用理由は一般住宅の建築であります。  申請地について、11頁の地図をご覧ください。  申請地は鯉ヶ沢都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域第2種住居地域であり、その農地区分は第3種農地と判断され、許可相当と認められます。</p> <p>番号2番  農地の所在 浜横沢町字金沢105番  地目 登記、現況ともに畑  面積 327㎡  譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。  転用理由は農家住宅の建築であります。  申請地について、12頁の地図をご覧ください。</p>

事務局

申請地は西側に現在の住居、東側に道路を挟んで畑がありますが、河川と宅地で分断されており、その農地区分は第2種農地と判断されます。  
申請にあたり、複数の候補地を検討しましたが、条件にあう土地が見つからず、当該申請地を選択しており、許可相当と認められます。

番号3番

農地の所在 舞戸町字久富 17 番 8

地 目 登記、現況ともに田

面 積 4,420 m<sup>2</sup>

譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。

転用理由は店舗の建築であります。

申請地について、13頁の地図をご覧ください。

申請地はJR 鯉ヶ沢駅の東約450mに位置し、その農地区分は第2種農地と判断されます。

申請にあたり、複数の候補地を検討しましたが、条件にあう土地が見つからず、当該申請地を選択しており、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま、事務局から議案第3号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった木村優仁委員より調査報告をお願いします。

木村優仁委員

令和4年12月23日、對馬孝委員、川田春實推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請のあった事前調査会の結果について報告します。

議案第3号1番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は、記載のとおりです。

申請地は舞戸町字北禿 15 番、面積は、381 m<sup>2</sup>となっております

一般基準からみた判断を申し上げます。

11ページの地図をご覧ください。周辺の農地に係る営農条件への支障については、この申請地は農地に接続しておらず、雨水については地下浸透、生活排水については合併浄化槽を設置することとなっていることから問題ないと見てまいりました。

また、申請面積は妥当であり、資金関係についても、金融機関からの融資を受けることとなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、許可相当と認められました。

続いて、2番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は、記載のとおりです。

申請地は浜横沢町字金沢 105 番、面積は、327 m<sup>2</sup>となっております

一般基準からみた判断を申し上げます。

12ページの地図をご覧ください。周辺の農地に係る営農条件への支障については、東側に道路をはさんで畑に面しておりますが、雨水については地下浸透、生活排水については合併浄化槽を設置することとなっていることから問題ないと見てまいりました。

また、申請面積は妥当であり、資金関係についても、金融機関からの融資を受けることとなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、許可相当と認められました。

続いて、3番をご覧ください。

木村優仁委員

申請者の住所、氏名及び申請内容は、記載のとおりです。  
申請地は舞戸町字久富 17 番 8、面積は、4,420 m<sup>2</sup>となっております  
一般基準からみた判断を申し上げます。

13ページの地図をご覧ください。周辺の農地に係る営農条件への支障については、南側と西側に水田がありますが、水田より低い位置に建設し、境界をブロックで保護すること、雨水については施設内の側溝へ、生活排水については下水道へ接続することとなっていることから問題ないと見てまいりました。

また、申請面積は妥当であり、資金関係についても、十分な自己資金があり、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、許可相当と認められました。

議長

以上、事前調査結果の報告を終わります。

報告ありがとうございます。

それでは議案第3号について審議に入ります。

議案第3号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第3号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第3号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案どおり許可相当とし、県知事に送付することに決定しました。

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号2番、4番、5番、11番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する今仁司委員、三上三樹委員、長谷川貴輝委員の一時退席をお願いします。

議場

(3委員が退席する)

議長

それでは、番号2番、4番、5番、11番について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは番号2番、4番、5番、11番について説明に入ります。

15ページをお開き下さい。

番号2

農地の所在 鯉ヶ沢町大字姥袋町字霜坂滝ノ沢53番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,798 m<sup>2</sup>

外1筆、合計面積は2,598 m<sup>2</sup>

再設定

事務局

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 10年  
賃貸借 10a 当り1俵（玄米）での契約しております。

番号4  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵187番地  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 170㎡  
外2筆、合計面積は3,585㎡  
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃貸借 10a 当り1俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号5  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津97番地  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2,916㎡  
外3筆、合計面積は7,152㎡  
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃貸借 10a 当り1俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号11  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野185番地1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 6,276㎡  
外2筆、合計面積は9,708㎡  
新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃貸借 全部で30,000円で契約しております。

議長

ただいま、番号2番、4番、5番、11番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

ないようなので、採決いたします。  
議案第4号、番号2番、4番、5番、11番について原案のとおり許可するこ

議長

とに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号、番号2番、4番、5番、11番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(3委員が着席)

議長

続いて、ただいま、承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、14頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m <sup>2</sup>
	畑	0 m <sup>2</sup>
	樹園地	0 m <sup>2</sup>
	計	0 m <sup>2</sup>

2. 利用権設定

再設定	7件	32,926 m <sup>2</sup>
新規	5件	44,187 m <sup>2</sup>
計	12件	77,113 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	19筆	44,702 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	12筆	32,411 m <sup>2</sup>
計	31筆	77,113 m <sup>2</sup>

貸手・借手内訳

貸手農家	12名
借手農家	11名

地目別面積

田	72,377 m <sup>2</sup>
畑	4,736 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	77,113 m <sup>2</sup>

3. 総地目別面積

田	72,377 m <sup>2</sup>
畑	4,736 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家 0名  
受け手農家 0名

## 地目別面積

田 0 m<sup>2</sup>  
畑 0 m<sup>2</sup>  
樹園地 0 m<sup>2</sup>  
計 0 m<sup>2</sup>

つづきまして、詳細についてご説明致します。

## 番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字家岸76番地

地目 登記簿 田  
現況 田

面積 507 m<sup>2</sup>

外田1筆 合計2筆

合計面積 2, 454 m<sup>2</sup>

## 再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り1俵（玄米）で契約しております。

## 番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏368番地

地目 登記簿 田  
現況 田

面積 3, 285 m<sup>2</sup>

## 再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り1俵で契約しております。

## 番号6

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生34番地4

地目 登記簿 田  
現況 田

面積 3, 486 m<sup>2</sup>

外田3筆 合計4筆

合計面積 9, 116 m<sup>2</sup>

## 再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3年

賃借料 10a 当り1俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号7

農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢423番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,736㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 10年

賃借料 10a当り3,000円で法定相続人と契約しております。

番号8

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字大堤ノ沢51番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,157㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 4,557㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号9

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字安田94番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,491㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号10

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋261番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,504㎡

外田6筆 合計7筆

合計面積 22,623㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号12

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字安田137番地3

事務局

地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,808㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第4号について審議に入ります。  
議案第4号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第5号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第5号の説明に入ります。20ページをお開き下さい。  
贈与税や不動産取得税の納税猶予を受けた農地について、3年ごとに税の徴収猶予申請をすることとなっており、国・県から対象者に直接申請書が郵送され、対象者は申請書に必要事項を記入して農業委員会に提出します。  
農業委員会ではその内容を確認し、引き続き農業経営が行われ、適正に管理されている場合は証明書を付して国・県に提出することとなっております。  
これは贈与者がなくなるまで3年おきに申請する必要があるもので、毎年1月の総会時に審議されております。  
生前一括贈与を受けた農地については、貸し借りや売買ができませんが、贈与してから20年以上たった農地等については特定貸付という方法で貸し借りを行うことができ、今回の中にも実施している人がおります。  
今回の案件につきましては、すべての方が農業を継続していることから、農業委員会より引き続き農業経営を行っている旨の証明をするものであります。  
以上です。

議長

それでは議案第5号について審議に入ります。  
議案第5号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第5号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第5号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について、原案どおり承認することに決定しました。
<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和5年第1回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>	
<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の総会は2月10日(金)午前10時に開催予定。</li> </ul> <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>   <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 長谷川 貴 輝</p> <p style="text-align: right;">" 三 上 三 樹</p>	